

■新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について [審議]資料1

1 経緯

- 国土交通省は「**便所**」「**劇場等の客席**」「**駐車場**」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、より一層のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)施行令を改正した(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)。
- これを受け東京都は、東京都福祉のまちづくり条例施行規則を改正した(令和7年7月31日公布、令和8年1月1日施行予定)。
- このため、新宿区は新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を東京都福祉のまちづくり条例施行規則と同様に改正する。

2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例とバリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例等との関係

法令名	概要	申請・届出先
国 バリアフリー法 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	最低限の適合義務 - 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(不特定多数、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)を建築する際に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付け - 地方公共団体が条例において対象建築物の規模の引き下げや基準の付加をすることが可能	建築基準法に基づく確認申請において審査 【申請先】 ・建築主事(特定行政庁)もしくは指定確認検査機関
都 東京都建築物バリアフリー条例 (高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例) 【東京都都市整備局所管】	バリアフリー法+東京都独自の項目追加 - バリアフリー法で定める特別特定建築物に加え、共同住宅や学校等の特定建築物(多数の者が利用する建築物)にもバリアフリー化を義務付け - 用途に応じ、対象規模を引き下げ(例:飲食店500㎡以上 等) - 整備基準の強化	
都 東京都福祉のまちづくり条例 【東京都福祉局所管】	バリアフリー条例+対象行為や整備項目を拡大 - 新築、増築、改築、用途変更に加え、大規模の修繕等の際にも届出が必要 「観覧席・客席」「公共的通路」に関する整備項目を追加 - 対象の用途と規模をより広範に規定(例:飲食店0～500㎡未満 等)	条例に基づく届出 【届出先】 ・新宿区景観・まちづくり課
区 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例	福祉のまちづくり条例+新宿区独自の内容を追加 - 手続きに事前協議制度や工事完了時の報告制度を付加 - 届出対象の一部拡充(ホテル・旅館、共同住宅等の対象規模引き下げ) - 整備基準の追加(便所、階段等)	福祉のまちづくり条例第29条に基づき、 新宿区が同等以上の内容を条例で定めているため、福祉のまちづくり条例の届出は免除されている

これにより、東京都福祉のまちづくり条例と同等以上の措置を講ずる必要があるため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を改正する。

3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の主な改正概要(遵守基準)

① 便所 に係る基準の見直し

(1)不特定多数の者等が利用する便所の設置基準について

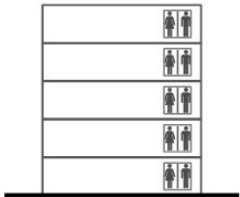
現行

設置する数についての規定はなし(設けなくても可)

改正後

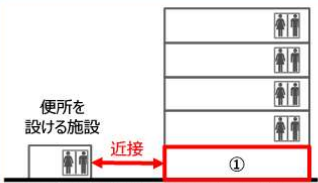
原則、**不特定多数の者等が利用する階の数以上**を設ける
※従業員のみが利用する階等は、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

※不特定多数の者等：不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等

	【原則】 標準的な場合	「不特定多数の者等が利用する階」に該当しない例
		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

不特定多数の者等が利用する階から除外するもの

- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
- ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
- ④ そのほか、管理運営上、設けないことがやむを得ないと認められる階

	①の場合	②・③の場合	④の場合
			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

※図はすべて国土交通省作成資料より抜粋

3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の主な改正概要(遵守基準)

(2)車椅子使用者用便所の設置基準について

現行

不特定多数の者等が利用する便所を設ける場合、1以上設ける

改正後

【原則】

不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1以上を設ける

【1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合】

1,000㎡未満の階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上を設ける

【10,000㎡超の階(大規模階)を有する場合】

- ・階の床面積10,000㎡超～40,000㎡以下 → 2以上
- ・階の床面積40,000㎡超～ → 階の床面積×1/20,000以上

【原則】標準的な場合

不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1以上を設ける



【小規模階を有する場合】



車椅子使用者用便所の必要数
 $2,250 \div 1,000 = 2.25$
(端数切捨て) → 建物全体で2か所

【大規模階を有する場合】



車椅子使用者用便所の必要数
階の床面積30,000㎡
→ 1つの階につき2か所

除外される場合

- ① 地上階で、車椅子使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階
- ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける場合

【①の場合】

【②の場合】

	【①の場合】	【②の場合】
車椅子使用者用便所の設置イメージ		
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	2	5
車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	5以上

3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の主な改正概要(遵守基準)

② 観覧席・客席 に係る基準の見直し

(1)車椅子使用者用部分の設置数の基準について

現行

不特定多数の者等が利用する観覧席等を設ける場合には、車椅子使用者のための観覧席等を設けることとなっているが、設置数についての具体的な基準は無し

改正後

不特定多数の者等が利用する観覧席等の数に応じ、以下の数を設ける

- ・400席以下の場合 → 2席以上
- ・400席超の場合 → 0.5%以上

(2)車椅子使用者用部分の構造の基準について

現行

- ・出入口から容易に到達できること
- ・サイトラインに配慮した位置に設けること

改正後

- ・幅90cm・奥行き135cm以上、床は平ら
- ・車椅子使用者のサイトラインに配慮した位置

(3)移動等円滑化経路について

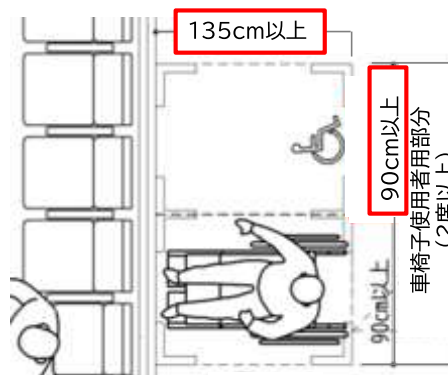
現行

道、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設から観覧席・客席の出入口まで

改正後

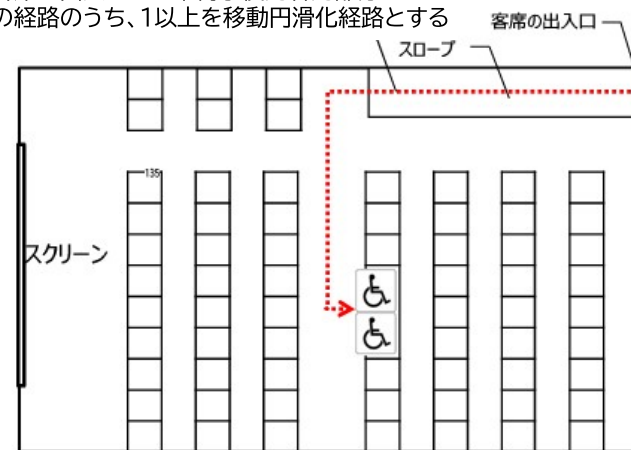
観覧席・客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる

〈車椅子使用者用部分の設計例〉



〈車椅子使用者用部分までの経路のイメージ〉

客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路のうち、1以上を移動円滑化経路とする



※図はすべて国土交通省作成資料より抜粋

3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の主な改正概要(遵守基準)

③ 駐車場に係る基準の見直し

車椅子使用者用駐車施設の設置数の基準について

現行

不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合、1以上設ける

改正後

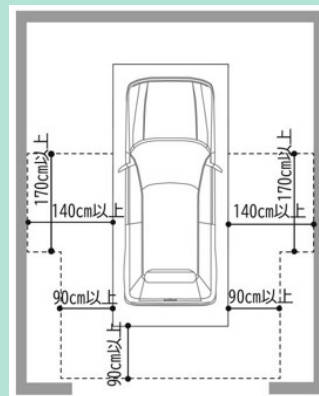
不特定多数の者等が利用する駐車施設の数に応じ、以下の数を設ける

- ・200台以下の場合 → 2%以上
- ・200台超の場合 → 1% + 2台以上

新たに車椅子使用者用駐車施設として認められるもの

車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場

〈車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例〉



- ・円滑に乗降可能な空間の確保
- ・段差及びすき間は2cm以下
- ・車椅子に乗ったまま操作可能な高さの操作盤の設置 等

フルフラット化された機械式駐車場の例

